

申 請

平成 2 5 年 6 月 6 日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
安倍 晋三 殿

群馬県知事
大澤 正明



原子力災害対策特別措置法（平成 1 1 年法律第 1 5 6 号）第 2 0 条第 2 項に
基づく平成 2 5 年 4 月 2 5 日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

- 1 次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること。
渋川市において産出された茶
- 2 解除を申請する理由
別添資料のとおり。

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

- 1 出荷制限を解除する範囲
 渋川市で生産される一番茶以降の茶
- 2 現在までの検査結果

品 目	市町村	採取日	測定値 (放射性セシウム Bq/kg)
生茶葉 (一番茶)	渋川市①	H 2 3 5 / 2 4	7 8 0
生茶葉 (二番茶)	渋川市①	H 2 3 8 / 1	1 6 9
荒茶 (二番茶)	渋川市①	H 2 3 8 / 1	6 1 0
飲用茶 (一番茶)	渋川市① 渋川市② 渋川市③ 渋川市④	H 2 4 6 / 5	6 . 4 1 2 7 . 3 3 . 0
飲用茶 (一番茶)	渋川市① 渋川市② 渋川市③ 渋川市④	H 2 5 5 / 3 1 H 2 5 5 / 2 2 H 2 5 5 / 2 3 H 2 5 5 / 2 1	1 . 3 2 . 6 3 . 0 1 . 0

(※) 検査地点の選定方法

渋川市は、15haほどの茶の栽培面積があり、出荷される茶は、旧子持村及び旧小野上村地区で4戸の販売農家により栽培されている。

今回、平成25年産の出荷予定の一番茶について、24年度と同様に全ての販売農家毎に1点ずつ検査地点を選定し、計4地点で検査を実施した。

3 解除後のモニタリング計画

解除後も、当面の間、収穫を実施する茶期ごとに、渋川市内3カ所以上の地点においてモニタリング検査を実施し、公表していく。なお、渋川市では二番茶の収穫は予定しておらず、次回の検査は平成26年度の予定である。

4 出荷先等の把握

今回の解除申請地区である渋川市における茶の流通は、市内にある唯一の工場で行い、JA等の直売所へ出荷または自家消費されている。

これまでに、平成23年産及び24年産茶については茶葉を全て処分済みであり、25年産に向けて「中刈り」や「深刈り」を行うとともに、秋整枝及び春整枝を徹底し、栽培管理による放射性セシウムの低減対策を継続して進めてきた。

出荷先の管理については、これまでと同様に、出荷団体及びそれ以外の出荷者に対し、出荷先、販売先の記録の保存を求め、出荷先等を捕捉可能とする。

また、渋川市では食用に供する茶の生産はないが、今後、食用に供する茶の生産が開始された場合には、改めて検査を実施することとし、食用に供する茶の基準値である $100\text{Bq} / \text{kg}$ を超過した茶を流通させないよう文書及び巡回による指導を実施する。

なお、自家消費用の茶が出荷用の茶に混入しないように、渋川市及び関係農業者等に指導を徹底する。

5 モニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

基準値を超える結果が出た場合には、即座に当該市からの茶の出荷自粛を要請する。また、周辺地域の広がりを確認するための検査を行う。



今回解除を申請する地域

解除済み地域 (H24.5.28解除)

市町村名	栽培面積	販売農家戸数
渋川市	15 ha	4
桐生市	8 ha	4

- ・栽培面積 : H18 農林水産統計年報より
- ・販売農家戸数 : H24 群馬県調べ